

(設置)

第1条 慶應義塾大学研究連携推進本部（以下「本部」という。）に、先導研究センター（略称：「先導研」、英文名称：Keio Advanced Research Centers (KARC)）を置く。

(目的)

第2条 ① 先導研は、学部・研究科横断的な全塾的組織として、本部の方針に基づき、慶應義塾大学における先導的、分野横断的、総合的な研究教育を行うことを目的とする。

② 前項の目的を達成するために、先導研内に機動的かつ柔軟に研究プロジェクトを行うセンター（以下、「センター」という。）を置く。

(業務および運営)

第3条 ① 先導研は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- 1 センターの設置・管理・評価・改廃
- 2 センターによる研究活動・研究成果の発信等の支援
- 3 その他目的達成のために必要な業務

② 次の事項については、先導研所長の発議により、本部運営委員会において審議されることを要する。

- 1 先導研運営の基本方針に関する事項
- 2 先導研の活動計画に関する事項
- 3 先導研の人事に関する事項
- 4 先導研の予算・決算に関する事項
- 5 センターの設置・評価・改廃に関する事項
- 6 センターにおける受託事業の受入等に関する事項
- 7 規程・内規の整備に関する事項
- 8 その他必要と認める事項

③ 先導研は、年間の活動計画および活動結果等について、本部会議に報告することを要する。

(組織)

第4条 ① 先導研に、次の教員を置く。

- 1 所長 1名
- 2 副所長 若干名
- 3 所員 若干名

② 所長は先導研を代表し、その業務を統括する。

③ 副所長は所長を補佐し、所長に事故ある時はその職務を代行する。

④ 所員は、兼任教員、特任教員および研究員とし、先導研の目的を達成するために必要な研究および職務を行う。

⑤ 上記に加え、所員として共同研究員を置くことができる。

⑥ 先導研に訪問学者を置くことができる。

(事務組織)

第5条 先導研の事務は、慶應義塾学術研究支援部が行う。

(教員の任免)

第6条 ① 先導研の教員の任免は次の各号による。

- 1 所長および副所長は、本部運営委員会の推薦に基づき、大学評議会の議を経て、塾長が任命する。

- 2 所員のうち、特任教員および研究員は、本部運営委員会の推薦に基づき、大学評議会の議を経て、塾長が任命する。
 - 3 所員のうち、共同研究員は本部運営委員会の推薦に基づき、塾長が任命する。
 - 4 訪問学者については、「訪問学者に対する職位規程（昭和51年8月27日制定）」の定めるところによる。
- ② 所長および副所長の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
 - ③ 所員の任期は1年以下とし、重任を妨げない。

（経理）

第7条 ① 先導研の経理は「慶應義塾経理規程（昭和46年2月15日制定）」の定めるところによる。

② 先導研の運営経費は、外部研究資金（間接経費およびオーバーヘッド等）およびその他とする。

③ 前項における外部研究資金の使用の詳細に関しては、別に定める。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、本部運営委員会の審議に基づき、本部会議の議を経て塾長が決定する。

附 則

- ① この規程は、平成19年2月1日から施行する。
- ② この規程は、実施後3年を目途に見直すものとする。

附 則（平成19年10月30日）

この規程は、平成19年10月30日から施行する。

附 則（平成21年11月17日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月8日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月17日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。